多度津町行政改革実施計画

令和元年度～令和5年度

平成30（2018）年12月

多度津町

1.策定の趣旨

この多度津町行政改革実施計画（以下「実施計画」という。）は、多度津町行政改革大綱（以下「大綱」という。）に掲げた基本方針に基づく具体的な取組内容を定めたものです。各取組項目ごとに取組内容、期待される効果、目標等を示すことにより、行政改革を積極的かつ計画的に推進することを目的とします。

また、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化等に柔軟に対応していくため、修正が必要な場合や大綱に基づき取り組むべき項目が新たに生じた場合は、実施計画の見直しを行います。

2.推進期間

令和元年度～令和5年度を推進期間とします。

3.進行管理

各取組項目は、原則、主管課で取り組みますが、関係課が示されている項目については、主管課を中心に関係課と連携して取り組みを進めます。

行政改革推進本部において年度ごとに各取組項目の目標に対する達成・成果と次期改善を考察し進行管理を行います。

4.取組項目一覧

1　健全な財政運営の推進		主管課	頁
（1）　歳入の確保			
	①　広告料収入の増加	町長公室	1
	②　ふるさと納税の推進	政策観光課	2
	③　負担金額に対する費用対効果の向上	税務課	3
	④　企業支援・誘致による税収の確保	産業課	4
	⑤　使用料徴収率の向上	建設課	5
（2）　歳出の削減・抑制			
	①　国・県等の補助金の有効活用	総務課	6
	②　委託料の見直し	健康福祉課	7
	③　特定健診の受診勧奨	高齢者保険課	8
	④　指定介護保険関係事業所に対する実地指導	高齢者保険課	9
（3）　民間活力の有効活用			
	①　指定管理者制度活用の適正化	総務課	10
（4）　資産の有効活用			
	①　施設使用団体・使用料金の見直し	健康福祉課	11
	②　町有地の活用と処分	総務課	12
（5）　計画的な財政運営			
	①　消防車両及び資機材の更新計画	消防本部	13
	②　老朽化した車両の更新	住民環境課	14
	③　道路舗装事業の見直し	建設課	15
	④　中期財政計画の見直し・策定	総務課	16
	⑤　公共施設等総合管理計画の充実	総務課	17
	⑥　土地開発公社の経営健全化	総務課	18

2 行政運営と人材育成		主管課	頁
（1） ICTを活用した業務改革			
	① ペーパーレス化の推進	総務課	19
	② 電子決裁の推進	町長公室	20
	③ 申告期における国税庁とのデータ連携	税務課	21
	④ 家屋評価システムの導入	税務課	22
	⑤ 各種証明のコンビニ交付サービス	住民環境課	23
（2） 広域行政の推進			
	① 定住自立圏における取組み	政策観光課	24
（3） 職員の能力向上と人材の活用			
	① 人事考課制度等の改革	町長公室	25
	② 心と体の健康管理の推進	町長公室	26
	③ 地球温暖化対策実行計画の推進	住民環境課	27
	④ 救急救命士養成計画	消防本部	28
	⑤ 服務規律の維持	総務課	29
（4） 業務の改善			
	① 入札・契約事務の改善	総務課	30
	② 事業の見直しの提案	政策観光課	31
	③ 組織・機構の見直し	政策観光課	32
	④ 定員管理の適正化	町長公室	33
	⑤ 子どもに関する手続きの見える化	健康福祉課	34
	⑥ 教育関係外郭団体の見直し	生涯学習課	35
	⑦ 公共料金の口座引き落としの実施	出納室	36

3 情報発信と協働のまちづくり		主管課	頁
（1） 情報共有の推進			
	① 「教育委員会だより」の発行	教育総務課	37
	② パブリックコメントの実施	政策観光課	38
	③ 統一的な基準による公会計の整備	総務課	39
（2） 安心のまちづくり			
	① 少年・女性消防クラブ員の拡充	消防本部	40
	② 公共施設における障害者への配慮	健康福祉課	41
	③ 空き家対策制度の活用	建設課	42
	④ 福祉避難所の確保	健康福祉課	43
	⑤ 自主防災組織の育成	総務課	44
（3） 賑わいのまちづくり			
	① 創業支援による産業の振興	産業課	45
	② 町産農水産物の活用促進	産業課	46

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	町長公室
取組区分	歳入の確保			
取組項目	広告料収入の増加	関連計画・法令	広報たどつ広告掲載取扱要綱 多度津町ホームページ広告掲載取扱要綱	
現状と課題	厳しい財政事情の中、町広報誌や町ホームページにおいて、広告を掲載し、広告料収入を得ることにより自主財源の確保とその充実を図る。			
取組内容 （概要）	町広報誌や町ホームページの広告料収入の増加を図るため、企業や各種団体など幅広く広告掲載の募集に努める。			
期待される効果	歳入の確保。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆	☆	☆	☆	☆
	特に町ホームページの広告掲載数の増加（２～3社）	→	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△	△	△	△
	広報誌の広告料収入については安定しているが、ホームページへの広告掲載数については、広報誌などで募集したが増加には至らなかった。	広報誌の広告数は増加し、収入増に繋がったが、ホームページの広告掲載数においては微増となった。	広報誌の広告数は逓増傾向にある。ホームページは現状維持で、広告数の増加には至らなかった。	広報誌の広告数は、一定の水準を維持している。ホームページは現状維持となっており、広告数の増加には至らなかった。	広報誌の広告数は、掲載可能枠を埋める月が多く、中では掲載可能枠を超える申請があった月もある。ホームページは現状維持となっており、広告数の増加には至らなかった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	○	○	○
	引き続き、掲載数増加に向けた募集等を行う。	引き続き、掲載数増加に向けた募集等を行う。	引き続き、掲載数増加に向けた募集等を行う。	引き続き、掲載数増加に向けた募集等を行う。	広報誌については掲載枠の増枠を行った。ホームページについては引き続き、掲載数増加に向けた募集等を行う。

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	政策観光課
取組区分	歳入の確保			
取組項目	ふるさと納税の推進	関連計画・法令	地方税法	
現状と課題	ふるさと納税による町への寄附金の額や件数を増やすことは、自主財源の確保のみならず、地域経済の活性化や関係人口の増加にも繋がるなど、町にとってのメリットが大きいため、更なる推進が必要である。しかしながら、人的なリソースが不足していることもあり、PR等は適宜実施しているものの、寄附金額の増加に苦慮している状況がある。			
取組内容 （概要）	継続して寄附経路（ガバメント・クラウドファウンディング含む）や決済方法、寄附者に送付する「お礼の品」のラインナップの拡充を図る。また同時にマーケティングやブランディング等の専門知識を持つ人材・組織の活用など、寄附額増加に向けた体制の確立を進める。			
期待される効果	寄附額の増加・地域経済の活性化・関係人口の増加。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆☆□	□☆□	☆☆☆	☆☆☆	◎☆☆
	・ガバメント・クラウドファウンディング（GCF）の活用 ・寄附経路・決済方法・お礼の品ラインナップの充実 ・専門知識をもつ人材等の活用検討	・GCFの活用検討 ・寄附経路・決済方法・お礼の品ラインナップの充実 ・専門知識をもつ人材等の活用検討	→	→	・GCFの活用開始 ・寄附経路・決済方法・お礼の品ラインナップの充実 ・専門知識をもつ人材等の活用検討
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△	△	△	△
	寄附経路や返礼品の拡充等により、寄付金額が過去最高額となったが、GCFの活用についてはまだ検討段階であり、専門知識を持つ人材等の活用についてはまだ検討するに至っていない。	寄附経路の拡充や返礼品の拡充等により、寄付金額は過去最高額を更新したが、GCFの活用についてはまだ検討段階であり、専門知識を持つ人材等の活用については、現在も検討するに至っていない。	返礼品の送付対象額を引き下げ、新たな寄附者層の開拓及び返礼品の充実を図ったが、寄附額は微減であった。 GCFの活用は検討段階にあるが、人材等の活用については、まだ検討に至っていない。	返礼品の拡充、決済方法の追加を図ったが、寄附額は減少した。 GCFについては、旧合田家住宅の緊急保全事業を対象に実施し、今後も継続して実施予定である。人材の活用については、まだ検討に至っていない。	返礼品の拡充、オンラインワンストップの導入を図ったが、寄附額はほぼ同額だった。 GCFについては、令和5年度は実施できなかったが、横展開として各課への対象事業の照会を行い、令和6年度は複数事業に対する寄附を募集する予定。 人材の活用については、まだ検討に至っていない。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	－	○	○	○
	GCFや専門知識を持つ人材等については、次年度以降での活用を目指し、調査・検討を進める必要がある。	－	GCFや専門知識を持つ人材等の活用の検討に向け、先進地の情報収集を行う。	専門知識を持つ人材等の活用については、「まちづくり公社」設立に向けた内容と重複する部分があることから、当該事業の進捗状況を見定めて検討する必要がある。	GCFについては、令和5年度は当初予算内示後に各課へ照会を行ったが、令和6年度は次年度当初予算検討段階で、財源確保の方策の1つとして各課で検討してもらえるような仕組みを整備する必要がある。

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	税務課
取組区分	歳入の確保			
取組項目	負担金額に対する費用対効果の向上	関連計画・法令	地方税法	

現状と課題	前年度以前の滞納税について、中讃広域事務組合に債権移管し徴収を実施している。平成29（2017）年度は、負担金24,336,000円に対し3.61倍の付帯金を含む徴収額87,809,038円の成果となっている。 現状、広域平均徴収率 33.69%（付帯金除く）に対し、本町は27.18%と最も低い徴収率となっている。 原因は、徴収困難債権が多く、移管額も人口規模対比で最も高額となっているためだと考えられる。 課題としては、いかに移管額を削減していくかということになるが、十分な滞納整理（徴収～処分～欠損）を実施するためにも徴税吏員の熟練度をあげる必要性がある。
取組内容 （概要）	徴税吏員の人員確保・編成を経たのち、研修及び実践により徴収業務を充実させ最終的には、現在移管している債権で滞納処分不可能を迅速に確定し、返戻及び欠損を実施する。
期待される効果	負担金額に対する費用対効果及び税徴収率の向上。 年度によって負担割合を決定するので、一概に負担金額に対する徴収効果が反映しない場合もあるが、滞納整理の一環及び徴収業務の充実につながる。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	■	■	☆	◎	☆
	現状と課題の把握 人員確保・編成	人員確保・編成 研修・人材育成	→	実践及び実績の確認・改善策の検討	→
	目標：付帯金含徴収効果3.80倍以上・広域移管債権徴収率33.70%又は年度平均以上				
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△	△	△	△
	現状と課題の把握は概ね完了したが、徴税吏員の人員・確保編成には至っていない。	徴税吏員として新たに数名の人員を確保したが、新型コロナウイルスの影響により研修・人材育成は充分にできなかった。	人事異動による徴税吏員の人員不足及び新型コロナウイルスの影響により、研修・人材育成は不充分であった。	年度途中の職員の退職に伴う徴税吏員の人員不足により、当該年度も研修・人材育成が充分にできず、実践に至らなかった。	研修に積極的に参加し、随時電話催告を実施したが、人員不足による滞納整理事務を行う時間が少なく、充分な成果を上げることができなかった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	－	－	－	－
	証明発行業務の追加及び収納経路が2つ増設等したことにより、滞納整理に充当する時間が減少したことから、目標達成時期の見直しを検討した。	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進			主管課 （関係課）	産業課
取組区分	歳入の確保				
取組項目	企業支援・誘致による税収の確保		関連計画・法令	中小企業等経営強化法（旧　生産性向上特別措置法）、多度津町企業立地促進条例	
現状と課題	今後、少子高齢化が進み労働力が不足していくことや、IT等の先端技術の導入が進んでいくことから、町内企業においても、工場の閉鎖・移転・集約等を検討していくことが予想される。安定した法人住民税・固定資産税収入を確保していくためにも、既存町内企業の競争力強化や新たな企業進出に向けた取組みが必要である。				
取組内容 （概要）	中小企業等経営強化法（旧　生産性向上特別措置法）に基づく固定資産税の優遇措置や、企業立地促進条例に基づく助成金制度について、町内外企業に対する情報発信を強化し、活用を促す。他市町の状況を調査して本町に適した制度設計を検討する。				
期待される効果	新たな企業の進出や既存企業の競争力の強化により、税収・雇用の安定が期待できる。				
スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□■	☆◎	☆	☆	☆
	既存の支援体制の強化。 新たな支援制度の検討。	既存の支援体制の強化。 新たな支援制度の検討・実施。	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	商工会議所等を通じて制度を周知するとともに、新たな制度について企業等の意見・要望を聴きながら検討した。	生産性向上特別措置法に基づく計画認定を1件、証明を1件行った。	町内企業の経営維持の支援として、中小企業等経営強化法に基づく、計画認定を12月末時点で4件行った。企業等の状況を聴取し、コロナ関連支援を実施した。	中小企業等経営強化法に基づく計画認定を4件行った。企業立地促進条例に基づく指定を1件行った。	中小企業等経営強化法に基づく計画認定を3件行った。企業立地促進条例に基づく指定を1件、交付を1件行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	建設課
取組区分	歳入の確保			
取組項目	使用料徴収率の向上	関連計画・法令	多度津町町営住宅条例	

現状と課題	町営住宅入居者の住宅使用料について、大半の入居者は毎月定期に納入済みであるが、一部遅れ気味になる入居者がいる為、当月分は必ず納入するよう指導し、滞納を増やさないようにしている。また、滞納分についても督促・催告状等を送付しているが、徴収率の向上には至っていない。
取組内容 （概要）	当月分について納入がされてない場合、再振替を実施し、それでも引き落としが出来ない場合は、夜間訪問を実施し、納入を促す。 また、滞納分については、支払い計画を作成明示し、併せて誓約書を提出させるようにする。
期待される効果	現年使用料の未納の発生を早期対応することにより、新たな滞納の抑制を見込む。また、過年度滞納者への支払いの意識付けを行い滞納額の減少を見込む。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	☆	☆	☆
	使用料未納者への戸別訪問により徴収率の向上を図る。 現年徴収率95%を確保する。	→	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	現年徴収率は98%となり、目標を3%上回ることとなった。引き続き、徴収率95%以上を維持していく。	本年度も現年徴収率が98%となり、目標を3%上回ることができた。引き続き、徴収率95%以上を維持していく。	本年度も現年徴収率が99.8%となり、目標を4%上回ることができた。引き続き、徴収率95%以上を維持していく。	本年度も現年徴収率が99.9%となり、目標を4%上回ることができた。引き続き、徴収率95%以上を維持していく。	本年度も現年徴収率が98.9%となり、目標を約4%上回ることができた。引き続き、徴収率95%以上を維持していく。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	総務課 （全課）
取組区分	歳出の削減・抑制			
取組項目	国・県等の補助金の有効活用	関連計画・法令	多度津町予算規則	
現状と課題	国・県等の補助金については、現在も様々な事業で活用しているが、行政ニーズの複雑化・高度化や地方分権が進む中、日々新たな補助金や助成制度が創設されていることから、積極的な情報収集を図り、さらなる有効活用に取り組む必要がある。			
取組内容 （概要）	国・県等からの情報収集に努める。 予算査定において、補助金活用漏れがないか確認を行う。 補助対象事業においては、極力補助対象範囲内での実施とし、単独部分の削減に努める。			
期待される効果	歳出負担の軽減。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	◎	◎	◎
	→ 情報収集及び活用状況の確認				
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	情報収集及び担当課への周知を行った。また、次年度当初予算査定時に補助金の活用状況の確認等を行った。	情報収集及び担当課への周知を行った。また、次年度当初予算査定時に補助金の活用状況の確認等を行った。	情報収集及び担当課への周知を行った。また、次年度当初予算査定時に補助金の活用状況の確認等を行った。	情報収集及び担当課への周知を行った。また、次年度当初予算査定時に補助金の活用状況の確認等を行った。	情報収集及び担当課への周知を行った。また、次年度当初予算査定時に補助金の活用状況の確認等を行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	健康福祉課
取組区分	歳出の削減・抑制			
取組項目	委託料の見直し	関連計画・法令	多度津町母子愛育班連絡協議会規約	
現状と課題	多度津町母子愛育班連絡協議会に、委託料として218,000円支払い、多度津地区に35,600円、豊原地区に36,200円、四箇地区に38,400円、白方地区に35,000円分配している。 年々会員数が減少しており、地区毎の活動が困難となっている。			
取組内容 （概要）	協議会及び各地区の活動内容などについて、合同開催など活動回数を縮小するなど検討する。 各地区母子愛育班（4組織）を、多度津町で1組織に統合する。			
期待される効果	各地区に分配していた委託料分が削減される。 各地区での活動分の支出がなくなる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	■	◎	☆	☆	☆
	会員数の推移の調査 近隣市町の例を調査 現状維持か統合かのメリット・デメリットの洗い出し	見直し内容の試行	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	3度の役員会での協議を経て統合に至り、その旨を各地区役員及び会員に周知した。	4地区愛育班の1組織統合について、5月7日総会（書面議決）にて承認され、「多度津町母子愛育会」として活動を開始した。 委託料150,000円	多度津町母子愛育会で活動を継続。新型コロナ感染症拡大による影響で活動ができなかった。 委託料150,000円 今年度の活動実績に基づき、次年度の委託料について、100,000円に削減予定とした。	新型コロナ感染症蔓延が継続する中、規模を縮小したり、参加人数を制限して活動した。 委託料100,000円 来年度も委託料は同額の予定である。	新型コロナ感染症が感染症法上5類に移行されたため、行事等もコロナ禍前の規模に戻し、活動した。 委託料100,000円 行事等を町全体で開催するなどし、次年度は、委託料を80,000円に減額予定である。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	○
	－	－	－	－	委託料の減額 △20,000円

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	高齢者保険課
取組区分	歳出の削減・抑制			
取組項目	特定健診の受診勧奨	関連計画・法令	多度津町国民健康保険第３期特定健康診査等実施計画	
現状と課題	被保険者の高齢化により保険税収が減少する中で、一人あたりの医療給付費は年々増加傾向にあることから、被保険者の健康意識を向上させ、医療給付費の支出を抑制する必要がある。			
取組内容 （概要）	平成30（2018）年度の特定健診の受診率は45.5%である。令和５年度には受診率を60%に向上させるため、自己負担額の軽減や未受診者に対する受診勧奨強化に取り組む。			
期待される効果	被保険者に早期受診早期治療を促し、疾病の重篤化を予防することで医療給付費を抑制することができる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	☆	☆	☆
	未受診者に対する勧奨通知送付。 広報等による周知・啓発。 受診率目標49%	未受診者に対する勧奨通知や、広報等による周知・啓発について、回数や方法等を検討・強化（以降、検討・強化を継続）。 受診率目標52%	新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、広報等による周知・啓発や受診勧奨を検討する。 受診率目標54%	→ 受診率目標57%	→ ・特定健診受診率目標60% ・健診受診後の重症化予防保健指導受診率20%
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△	△	△	△
	6～9月に特定健診を実施した。その後、未受診者に対して勧奨通知を送付し、未受診者健診を行った。（広報の6、9、12月号に掲載） 受診率は令和2年1月時点で39.3%であり、目標を達成できなかった。	周知回数、方法について検討し、広報7、11、12月号により啓発を行った。 新型コロナウイルスの影響により、追加健診を行えなかったこともあり、受診率は令和3年1月時点で31.1%となった。	追加健診の勧奨通知をインパクトのある内容に変更し、受診を促した。 新型コロナウイルスの影響などにより、受診率は令和4年1月時点で36.0%となった。	例年最も健診受診者の多い時期に新型コロナウイルス感染症拡大した影響により、令和4年9月末で受診率36.6%、12月の追加健診でナッジ理論を活用した未受診者勧奨を行い、令和5年1月末の受診率は40.0%となった。	12月の追加健診の勧奨通知を今までの4種類から5種類に細分化して、より該当者に整合した内容となった。 令和6年1月末の受診率は42.5%となった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	○	○	○
	引き続き、特定健診受診率の向上を図り、啓発強化等に努めることとしたい。	新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、啓発強化等に努めることとしたい。	追加健診の勧奨通知について、引き続き検討するなど、啓発強化等に努めることとしたい。	健診受診の周知啓発の徹底に努めることに加え、多額の医療給付費を要する人工透析の導入とならないよう、健診受診後に重症化リスクの高い対象者に対する予防や経過を管理することにも注力していく。	追加健診の勧奨通知は効果があると思われる。次回以降は通知回数を1回から2回に変更することも検討したいと考えている。

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	高齢者保険課
取組区分	歳出の削減・抑制			
取組項目	指定介護保険関係事業所に対する実地指導	関連計画・法令	介護保険法	

現状と課題	平成30（2018）年度から居宅支援事業所の指定・指導・監査権限が町となったことを受けて、指導及び監査の対象事業所が町内30事業所に増加した。介護給付適正化の観点から効率的な実地指導が必要である。
取組内容 （概要）	事業所の指定期間は6年間であり、指定期間内に各事業所に対し、実地指導を行う必要があるため、計画的に実施する。
期待される効果	実地指導を行うことで、介護給付の適正化につながり介護給付費を抑制することができる。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	◎	◎	◎
	各事業所の指定期間内に実地指導が行えるように毎年5事業所を選定して実地指導を実施する。	→	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	実地指導を行う5事業所を選定し、9月に開始した。2月に全ての事業所について実地指導を完了した。	実地指導の対象として、新規開設の2事業所を含む5事業を選定した。その後、1事業が事業廃止となったため、4事業所において指導を実施した。	実地指導の対象として5事業所を選定し、12月末までにすべての事業所の実地指導を完了した。特に、加算に対しての改善指導を行った。	実地指導の対象として5事業所を選定し、年度内に実地指導を完了した。特に、ケアプランについて指導を行った。	実地指導の対象として5事業所を選定し、年度内に実地指導を完了した。特に、令和6年度報酬改定における改定事項の取組状況確認やケアプランについて指導を行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	総務課 （公共施設所管課）
取組区分	民間活力の有効活用			
取組項目	指定管理者制度活用の適正化	関連計画・法令	地方自治法	
現状と課題	既に多くの公の施設において指定管理者制度を導入しているが、他の施設においても導入可能なものがあれば積極的に推進し、民間活力を生かした効率的で効果的な行政運営を行う必要がある。			
取組内容 （概要）	指定管理者制度を導入している施設においては、引き続き適正な管理運営と透明性の確保を行っていく。 現在、管理運営を行っている公の施設について、費用対効果、民間のノウハウ等に関して導入の効果が認められる場合は、指定管理者制度を積極的に導入する。			
期待される効果	民間事業者等の能力や経験を活用することにより、住民サービスの向上や経費の節減など、効率的な管理運営を図ることが期待される。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	□■	◎□	□	□■
	・関係課へのヒアリング、現状把握	・関係課へ照会（現状把握） ・制度導入／非導入の検討 ・必要に応じた基本方針の見直し	・指定管理者の更新 ・関係課へ照会（現状把握）	・関係課へ照会（現状把握）	・関係課へ照会（現状把握） ・制度導入／非導入の検討 ・必要に応じた基本方針の見直し
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	施設の管理運営状況に係る照会を実施し、大きな問題がなく管理されていることを確認した。	関係課への照会を通じ、施設の管理運営に関する検証を行い、制度導入の是非について検討した。	制度導入済みの20施設中16施設の指定管理者を更新し、新たに7施設に制度を導入した。 関係課への照会を通じ、施設の管理運営状況を確認した。	施設の管理運営状況に係る照会を実施し、適切に管理されていることを確認した。	・制度導入済み施設全ての指定管理者を更新し、2施設において新規導入した。 ・制度導入に係る基本方針を全部改正し、指定管理者の公募を前提とする内容とした。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	健康福祉課
取組区分	資産の有効活用			
取組項目	施設使用団体・使用料金の見直し	関連計画・法令	多度津町社会福祉施設設置条例	
現状と課題	現在、健康センターを使用可能な団体は、官公庁関係及び町が事務局をもつ関係団体、健康や福祉活動を行う団体のみとなっている。 クッキングルームや多目的ホールなどの使用料金が近隣市町より高額であるため、利用率が低い。			
取組内容 （概要）	管理運営委員会の中で協議しながら、使用可能な団体を拡充するとともに、使用料金を下げる。			
期待される効果	使用可能団体が増加し、健康センター全体の利用率があがる。 使用料金の収入増加が見込まれる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	■	◎	☆	☆	☆
	管理運営委員会で検討 近隣市町の使用料等の調査	使用可能団体の拡充 使用料の減額	→	外部団体等の使用可能団体の拡充	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	上記委員会での協議後、関係条例及び規則を一部改正し、使用料及び使用可能団体について見直しを行った。	民間企業の講習会や一般企業の検診等、使用団体が拡充され、使用料等の収入ありとなった。	昨年度に引き続き、民間企業の講習会や一般企業の健康診断等で使用された。	昨年度に引き続き、民間企業等の講習会や健康診断の会場として使用され、使用料の収入があった。	昨年度同様、民間企業等の講習会や健康診断の会場として使用され、使用料の収入があった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	総務課
取組区分	資産の有効活用			
取組項目	町有地の活用と処分	関連計画・法令	多度津町公共施設等総合管理計画 多度津町公有財産管理規則	
現状と課題	町の保有する未利用地については、貴重な資産として、住民サービスの向上に資する活用方法を検討すべきである。一方で、民間への売却等による収入源となるとともに、民間利用による経済効果も期待される。 上記を踏まえ、基本的な考えとして、未利用となっている町有地については、公共施設再編整備等の方向性を考慮したうえで、民間への売却等を検討する必要がある。			
取組内容 （概要）	公共施設等総合管理計画や固定資産台帳を活用し、売却可能な普通財産の抽出・把握を行い、計画的に処分する。 今後、用途廃止予定の施設についても適正に処分する。			
期待される効果	土地の売却益や民間利用による経済効果が期待される。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	◎	◎	◎
	→	→	→	→	→
	売却可能財産の抽出と計画的な処分				
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	固定資産台帳の年度更新とともに情報の精査を行い、売却可能財産の把握に努めた。	固定資産台帳の年度更新とともに情報の精査を行い、売却可能財産の把握に努めた。	固定資産台帳の年度更新とともに情報の精査を行い、売却可能財産の把握に努めた。	固定資産台帳の年度更新とともに情報の精査を行い、売却可能財産の把握に努めた。	固定資産台帳の年度更新とともに情報の精査を行い、売却可能財産の把握に努めた。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	消防本部
取組区分	計画的な財政運営			
取組項目	消防車両及び資機材の更新計画	関連計画・法令	消防防災関係財政・国庫補助	
現状と課題	消防車両及び車両積載資機材の老朽化が進んでおり、メーカー部品の廃番に伴い、流通在庫部品だけの対応となり、整備及び修理の対応が困難になっている。			
取組内容 （概要）	平成29（2017）年１月に、24年経過した水槽付ポンプ車を緊急防災・減災事業債を活用して車両更新した。今後、経過年数が20年を越える車両及び資機材が常備（２車両）非常備（１車両）があるため、活用できる国庫補助を考慮し、更新計画を作成する。			
期待される効果	車両・資機材の更新整備は緊急災害対応の消防力維持、地域住民に最善で安全な行政サービスが期待できる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□◎☆	□☆	□■◎	□■	□■
	・平成10（1998）年式消防ポンプ車を更新予定。 ・平成９（1997）年式救助工作車については今後も調査検討を継続。	・左記の調査検討に加え、使用開始から20年が経過する車両（常備1台、非常備1台）については、活用可能な補助金や寄贈車両等の調査検討を継続する。	・購入から20年以上が経過した車両（常備、非常備）を更新予定。 ・救急車の更新が今後必要なため、活用可能な補助金や寄贈車両等の調査を継続する。	次期計画で更新の消防車両等（高規格救急車、ポンプ車等）の優先順位を検討し、更新に向けた準備を進めたい。	令和6年度の高規格救急車更新に向け、検討を継続する。
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	緊急防災・減災事業債を活用し、消防ポンプ自動車を更新した。	特殊車両（救助工作車）及び消防団車両1台が使用開始から20年が経過しているため更新に向け、調査・検討を行った。	緊急防災・減災事業債を活用し老朽化していた救助工作車及び消防団車両を更新した。 高規格救急車の更新に向けて寄贈車両など調査検討を行った。	最も使用頻度の高い高規格救急車の更新に向け、寄贈車両などの調査検討を行った。	令和6年度に高規格救急車の更新が決定し、車両・資器材等の検討、仕様書を作成し、準備を行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	－	○	○
	緊急防災・減災事業債が令和2年度に終了することから、救助工作車更新については、他の財源検討が必要である。	20年が経過している車両（救助工作車、消防団）については、緊急防災・減災事業債が延長されたため活用し、令和3年度に更新予定である。	－	高規格救急車は走行距離が14万キロを超え、近年、故障が増加しているため、令和7年度末まで延長された緊急防災・減災事業債や補助金又は寄贈車両など検討が必要である。	各車両の更新時期と優先順位を検討し、有効かつ実用的な計画を基に更新準備を進める。

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	住民環境課
取組区分	計画的な財政運営			
取組項目	老朽化した車両の更新	関連計画・法令	多度津町ごみ処理基本計画	
現状と課題	循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づく「ごみの資源化の推進」が求められる中、現在多度津町所有の特殊車両（ごみ収集運搬車両）は、パッカー車・ダンプ車等計12台であり、そのうち購入から20年経過車両４台、15年経過車両３台、10年経過車両４台で、大半の車両が老朽化しており、更新の必要がある。			
取組内容 （概要）	特殊車両12台の内５台に関しては、ごみ収集運搬委託業務の受託者に貸与中であり、車両の老朽化に伴い順次受託者が使用権限を有する車両での委託業務に移行予定である。町で使用中の7台に関しては、これからの多度津町内のごみの量、収集体制や近年頻発している災害対応などを検討して必要台数と車種の見直しを行い、必要車両については計画的に購入またはリースを検討し、車両の更新を行う。			
期待される効果	中長期的な視点での、ごみの量や収集体制に応じた車両を保有することにより、経費削減が見込まれる。また、通常業務以外にも近々発生する可能性が高い南海トラフ地震や近年頻発している災害等にも対応できる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	◎	□ ◎	□	□
	更新の必要な車両の優先順位についての検討	実施	・更新に必要な車両の優先順位について検討 ・老朽化したパッカー車１台を廃車予定	引き続き更新の必要な車両の優先順位について検討するとともに、更新にかかる費用について調査する。	・4t塵芥収集車両１台の更新費用を調査する。 ・パワーローダー1台を廃棄する。
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	△	△	○
	更新の必要な車両について検討した結果、ダンプ車１台の更新が最優先との結論に至り、購入に係る入札まで完了した。	2tダンプ車１台を購入した。	更新の検討が必要な車両の大半において老朽化が進んでおり、優先順位を決めきれず、検討に至れなかった。老朽化したパッカー車１台については、計画どおり廃車を行なった。	更新に必要な車両について検討した結果、購入から20年以上経過し、修繕に伴う部品調達も困難であり、毎日稼働している4t塵芥収集車両１台の更新が最優先との結論に至った。また、委託業務受託者への貸出終了に伴い返却された2tダンプ車を災害及び故障時の予備車両として運用することとし、現在使用している予備車両を廃車することとした。	3t級塵芥収集車両１台の更新費用について、債務負担行為を行い令和7年度に更新予定。 また、老朽化したパワーローダー１台については、計画どおり廃車を行なった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	○	－
	－	－	－	4t塵芥収集車両1台の更新に係る費用について調査する必要が生じた。 また、パワーローダー1台を廃車する予定としている。	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	建設課
取組区分	計画的な財政運営			
取組項目	道路舗装事業の見直し	関連計画・法令		
現状と課題	現在、道路舗装事業において各地域からの要望が多く、整備が遅れているため、根本的な計画が必要である。			
取組内容 （概要）	道路舗装の路面性状調査を実施し道路舗装の長寿命化計画を策定する。			
期待される効果	道路舗装の長寿命化計画を作成することにより、効率的な事業計画が行えるとともに、修繕履歴の管理を行える。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	■	◎	☆	☆	☆
	道路舗装の長寿命化計画を策定する。	長寿命化計画に基づき、舗装の修繕工事を計画的に実施する。	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	前倒しして前年度に策定した長寿命化計画に基づき、町道8路線の舗装修繕工事を実施した。	長寿命化計画に基づき町道10路線の舗装修繕工事を実施した。	長寿命化計画に基づき町道8路線の舗装修繕工事を実施した。	長寿命化計画に基づき町道4路線の舗装修繕工事を実施した。	長寿命化計画に基づき町道3路線の舗装修繕工事を実施した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	総務課
取組区分	計画的な財政運営			
取組項目	中期財政計画の見直し・策定	関連計画・法令	中期財政計画	

現状と課題	中期財政計画は、策定時点における地方財政制度を前提として推計したもので、今後の景気の動向や、国の制度改正等の予測不可能な影響を見込むことができていない。したがって、今後の社会情勢の変化や国の制度改正等を踏まえ、計画期間内での見直しを実施し、計画的な財政運営を行う必要がある。
取組内容 （概要）	財政環境の変化を踏まえた中期財政計画の見直しを行い、中期的な視点に立った重点的及び効果的な予算を編成する。
期待される効果	限られた財源を有効活用し、計画的な財政運営を図ることにより、将来的に持続可能で安定した行政運営を行う。 今後、庁舎建設などにより財政負担の増加が見込まれるが、最終計画年度（令和5年度）において、実質公債費比率11%未満、将来負担比率170%未満を目指す。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	◎	◎	◎
	→	→	→	→	→
			中期財政計画の見直し	新中期財政計画の策定	目標 ・実質公債費比率11%未満 ・将来負担比率170%未満
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	△
	前年度決算確定後、ローリング方式により計画の見直しを行った。 ※参考 平成30(2018)年度決算 実質公債費比率9.5% 将来負担比率134.6%	前年度決算確定後、ローリング方式により計画の見直しを行った。 ※参考 令和元年度決算 実質公債費比率10.5% 将来負担比率152.7%	前年度決算確定後、ローリング方式により計画の見直しを行った。 ※参考 令和2年度決算 実質公債費比率11.5% 将来負担比率149.4%	中期財政計画（令和5年度～令和9年度）を新たに策定した。 ※参考 令和3年度決算 実質公債費比率11.7% 将来負担比率182.4%	前年度決算確定後、ローリング方式により計画の見直しを行ってきたが、数値の目標を達成することはできなかった。 ※参考 令和4年度決算 実質公債費比率11.3% 将来負担比率173.1%
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	○
	－	－	－	－	引き続き、決算確定後、ローリング方式により中期財政計画の見直しを行うことで、計画的な財政運営を図ることにより財政指標の改善に努める。

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	総務課
取組区分	計画的な財政運営			
取組項目	公共施設等総合管理計画の充実	関連計画・法令	総務省通知・指針	
現状と課題	公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などについて、長期的な視点をもって、計画的に実施できるよう、平成27（2015）年２月に「多度津町公共施設等総合管理計画」を策定した。 これをもって、施設の現状把握や施設全体の基本方針を定めることができたが、個別の施設において計画が策定できていない。今後は施設の個別管理計画を策定し、計画の充実を図る必要がある。			
取組内容 （概要）	公共施設等の個別管理計画の策定を進めていく。策定には、住民などの利用者の意見を取り入れることも検討する。			
期待される効果	財政負担の軽減・平準化や公共施設の適正な配置の実現が期待される。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	■	◎	☆	☆	☆
	計画策定の方針決定や個別計画の策定が必要な施設等の抽出	計画策定	必要に応じ、総合管理計画の見直しや充実を図る。	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	施設の抽出及び次年度からの計画策定に向けた方針等の検討を実施した。	個別施設計画を策定した。	総合管理計画の改訂を実施した。	計画をもとに、中長期的な視点で施設の更新及び長寿命化など適正な対策を推進した。	計画をもとに、中長期的な視点で施設の更新及び長寿命化など適正な対策を推進した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	健全な財政運営の推進		主管課 （関係課）	総務課
取組区分	計画的な財政運営			
取組項目	土地開発公社の経営健全化	関連計画・法令	第3次多度津町土地開発公社経営健全化計画 公有地の拡大の推進に関する法律　等	

現状と課題	公社の経営健全化については、平成25（2013）年度に策定した「第3次多度津町土地開発公社経営健全化計画」に基づき、買戻しを着実に行うことで債務の縮小に努めており、平成29（2017）年度決算における標準財政規模に占める長期保有土地の簿価総額の割合については、24.65%となっている。 平成30（2018）年2月に示された総務省の指針によると、現時点でこの割合が10%以上の場合、経営健全化方針を策定する必要があるとされている。 指標について忽ちの達成は困難であるが、国の指針も踏まえ、今後の経営健全化について再考する必要がある。
取組内容 （概要）	経営健全化方針については、令和4年度に策定予定である第4次多度津町土地開発公社経営健全化計画のことも考慮し、策定する必要がある。 今後控えている町の大型事業を考慮すると、国の指針について忽ちの達成（標準財政規模に占める長期保有土地の簿価総額割合10%未満）は困難と思料されるが、可能な限り早期に達成できるような方針、計画を策定する。
期待される効果	土地開発公社の経営健全化により、財政の健全化が期待される。 また、公社用地の買戻しにより、売却や新規事業の検討が可能となる。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	☆	☆	☆
	公社用地の買戻しによる財政の健全化 ※標財に占める簿価の割合　20.60%	→ ※標財に占める簿価の割合　18.57%	→ ※標財に占める簿価の割合　16.54%	→ ※標財に占める簿価の割合　14.51%	→ ※標財に占める簿価の割合　12.48%
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	経営健全化計画に基づく公社用地の買戻しを実施した。 ※標財に占める簿価の割合　20.24%	経営健全化計画に基づき、公社用地の買戻しを実施した。 ※標財に占める簿価の割合　17.35%	経営健全化計画に基づき、公社用地の買戻しを実施した。 ※標財に占める簿価の割合　14.77%	経営健全化計画に基づき、公社用地の買戻しを実施した。 ※標財に占める簿価の割合　13.33%	経営健全化計画に基づき、公社用地の買戻しを実施した。 ※標財に占める簿価の割合　11.27%
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	総務課 （議会事務局）
取組区分	ICTを活用した業務改革			
取組項目	ペーパーレス化の推進	関連計画・法令		

現状と課題	会議等における配布資料は印刷物が中心であり、その印刷・製本に相当の労力を費やしていたところだが、平成30（2018）年度より議会用にタブレットを導入し、その運用を始めている。まだ議会においてのみの運用ではあるが、その他のケースでも利用できれば更なるペーパーレス化につなげることができる。
取組内容 （概要）	議会においては、当分の間、印刷した議案とタブレットを用いた電子データの併用を考えているが、先では印刷物の配布を行わない予定である。また、課長会等においてもタブレットを使用することで、より一層のペーパーレス化を促進することができる。
期待される効果	議会等において、タブレットを使用することにより、紙資源及び人件費等の削減並びに文書紛失等による情報漏えいの防止を図ることができ、急な差替え等の必要性が生じた場合も早急な対応が可能である。一方で、資料の配布を受けた方も、場所に困ることなく保管することができる。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	☆□	☆	☆
	議会においては、タブレットを用いた電子データを利用することとし、印刷物との併用を取り止める。更に課長会等でのタブレット利用も検討する。	議会においては、電子データと印刷物とを併用し、他の会議等でタブレット端末を活用できるよう引き続き運用方法を検討する。	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	○	○	○	○
	議案書については、電子データと印刷物との併用とし、監査や他の業務でもタブレット端末を利用している。	議会関係は、電子データと印刷物との併用を継続し、決算審査及び定期監査でタブレット端末を利用した。	議会関係の利用以外に、一部の庁内会議及びweb会議においてもタブレット端末を利用した電子データによる資料提示等が行われた。	内部配付用の議案書印刷を廃止した。	総務課備品使用予約をLG-work内予約管理で行い、紙による申請を廃止した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	－	－	－	－
	印刷物の必要性もあり、電子データのみの運用は困難なため、引き続き電子データと印刷物との併用を継続する。	－	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	町長公室 （出納室）
取組区分	ICTを活用した業務改革			
取組項目	電子決裁の推進	関連計画・法令	多度津町事務決裁規程	
現状と課題	文書の保管場所を確保することが困難になっている。また庁舎が離れている部署では紙文書による決裁に時間を要している。電子決裁導入にあたり、職員の意識やシステム化の経費、運用ルール等の問題があり、効率的な運用をするためには決裁状況の把握、決裁ルールの整理等課題が多く存在する。			
取組内容 （概要）	他自治体の導入状況を調査するとともに、現在運用している支出関係等についての電子決裁について、各課と協議をしながら検討を行う。			
期待される効果	決裁に要する時間短縮や文書保管の省スペース化など業務改善に繋がる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□☆ 他自治体の導入状況を調査するとともに、現在運用している支出関係についての電子決裁等について、各課との協議をしながら検討を行う。	□☆ →	□☆ →	□☆ →	□☆ →
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△ 電子決裁については、服務関係の一部の申請では導入済みだが、支出関係では未だ検討段階に至っていない。	△ 電子決裁について、近隣市町及び関係機関と現状を確認、検討した。 支出関係においては、未だ検討段階に至っていない。	△ 電子決裁に一部対応できていなかった所属について、対応可能とした。 支出関係においては、未だ検討段階に至っていない。	△ 電子決裁について、近隣市町等から情報収集を行った。 支出関係においては、未だ検討段階に至っていない。	△ 琴平町や善通寺市等は、近年電子決裁を導入していることから、本町においても、導入を検討したが、実施には至らなかった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○ 電子決裁導入業務の追加については、その効果や必要性を見極めながら慎重に検討する必要がある。	○ 電子決裁導入業務の追加については、その効果や必要性を見極めながら慎重に検討する必要がある。	○ 電子決裁導入業務の追加については、その効果や必要性を見極めながら慎重に検討する必要がある。	○ 電子決裁導入業務の追加については、その効果や必要性を見極めながら慎重に検討する必要がある。	○ 電子決裁の導入は文書管理の規定等も見直す必要があることから、総務課とも協議し、慎重に検討する必要がある。

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	税務課
取組区分	ICTを活用した業務改革			
取組項目	申告期における国税庁とのデータ連携	関連計画・法令		
現状と課題	所得税確定申告書の国税から自治体への提供は平成23（2011）年から開始されていたが、自治体から国税へのデータ連携については、システム改修の必要性などから遅れが生じていた。平成29（2017）年度より4地区のうち白方地区のみ実施した。			
取組内容 （概要）	将来的には申告事務の効率化、省略化が見込まれることから、中讃広域2市3町とも平成29（2017）年度より試験的にデータ連携を実施したが、導入当初は一時的に事務量が増加することと、一件あたりの申告相談時間がかかると見込まれるため、当町においては、完全実施には至っていない。			
期待される効果	申告時に添付資料等の不足があっても、町のデータのみで対応可能（例：国民健康保険税の納付証明、公的年金の源泉徴収票、印鑑等）な場合が増えるため、再来庁する手間が省ける。 データ送信分については、住民がインターネット上で閲覧可能となる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆□■	☆□■	◎	☆	☆
	データ連携対応地区の拡大のための準備及び地区を選定	対応地区を拡大	完全実施	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	データ連携対応地区を拡大した。（多度津地区・四箇地区の一部）	町内全地区（島嶼部除く）においてデータ連携できた。	昨年度に引き続き、町内全地区（島嶼部除く）においてデータ連携を実施した。	昨年度に引き続き、町内全地区（島嶼部除く）においてデータ連携を実施した。	昨年度に引き続き、町内全地区（島嶼部除く）においてデータ連携を実施した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	税務課
取組区分	ICTを活用した業務改革			
取組項目	家屋評価システムの導入	関連計画・法令		
現状と課題	現在、家屋の評価は職員２人体制で現地調査を行い、評価事務を行っている。現状の業務量や職員の経験値によって時間的に賄えているが、今後の業務量の増加や人の配置によっては迅速かつ公平な評価が難しくなることも考えられる。			
取組内容 （概要）	県内において、ほとんどの市町が家屋評価システムの導入を行い、家屋評価時に利用している。費用対効果を鑑みながら導入の検討を進めていく。			
期待される効果	システムの導入により、より迅速・公平な評価が期待される。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	■	■	☆■	☆■
	各業者からの見積書徴収。他市町への聞き取り。	費用対効果の検討	引き続きシステム導入について調査・検討	・費用対効果が見込めるようシステム導入に向けて仕様書を精査。 ・予算措置。	・導入に向けた仕様書精査の継続 ・予算措置
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△	○	△	△
	１社から見積書を徴収するとともに、2市3町へシステム導入に関する聞き取りを行った。	新型コロナウイルスの影響で、分科会等情報収集の機会が少なく、進捗は不十分だった。	他市町の入札情報などを参考に評価システムの仕様書を作成、仕様書を元に3社から見積を徴収した。	導入には至らなかったが、引き続き、導入に向けた仕様書の見直し及び予算要求を行った。	仕様書を元に見積を徴収し、予算要求を行ったが、導入には至らなかった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	○	－	－	－
	－	島嶼部以外の市町においてほとんどの自治体が導入済みであることも踏まえ、システム導入に向け、準備を進める。	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	住民環境課
取組区分	ICTを活用した業務改革			
取組項目	各種証明のコンビニ交付サービス	関連計画・法令	住民基本台帳法 マイナンバー法	
現状と課題	近年、生活習慣の多様化等により、昼夜を問わず社会生活を営んでいる方が増加し、さらに単身世帯の方や共働き世帯の方などが増加していることから、将来にわたり幅広く行政サービスを提供できる仕組み作りが求められている。また、マイナンバー及びマイナンバーカードのさらなる普及促進のため、本サービスを導入することで当該カードに付加価値を付与し、利活用の推進を行う必要がある。			
取組内容 （概要）	平成30（2018）年度はコンビニ交付サービス導入にむけた準備期間として、平成31（2019）年４月より運用開始する予定である。運用開始後の当該サービス導入による効果を検証するとともに、その他の行政サービスにおける公的個人認証を活用した電子化・システム化への取り組みについて、個別検証を行う材料とする。			
期待される効果	マイナンバーカードを用いて、全国約５万４千店舗のコンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機で、住民票、印鑑証明、戸籍などの証明書を取得できる本サービスを導入することで、住民の利便性の向上を図るとともに窓口事務の効率化を図る。また将来的に公的個人認証等を用いた行政サービスを幅広く行えるようになることで、より一層の電子化と行政手続きの簡素化が図れるようになる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	◎	◎	◎
	コンビニ交付導入後の効果検証	その他の行政サービスにおける公的個人認証の有用性の検証	コンビニ交付の利用促進及びマイナンバーカードの普及促進	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	平成31(2019)年４月よりサービスを開始した。これにより、各種証明書発行手続について利便性を高めた。	公的個人認証を利用した行政サービスとして、申請書自動作成システムの導入を検討した。回線が中讃広域経由のため、単独導入には至らなかったが、今後は2市3町で導入に向けて検討する。	国のマイナポイント制度の後押しもあり、カード交付率が急増した。これに伴い、コンビニ交付の利用も増加している。	令和5年2月1日現在のカード交付率が59.65%となり、コンビニ交付の利用も一段と増加している。	令和6年3月1日現在のカード交付率が79.38%となり、コンビニ交付での発行件数も前年比1.5倍の増加となった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	－	－	－	－
	窓口対応時、コンビニ交付について周知することで、マイナンバーカードの普及促進に繋げる必要がある。	－	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	政策観光課
取組区分	広域行政の推進			
取組項目	定住自立圏における取組み	関連計画・法令	第２次瀬戸内中讃定住自立圏共生ビジョン	
現状と課題	平成24（2012）年度に丸亀市を中心とする2市3町で瀬戸内中讃定住自立圏を形成し、第1次共生ビジョンを策定した。平成29（2017）年３月に、第１次共生ビジョンから、新規項目として3項目を追加、５項目の事業見直しを行い「第２次共生ビジョン」を策定したが、事業の進捗や効果が見られていないものがある。			
取組内容 （概要）	第２次共生ビジョンで策定した各取組事業について、設定した成果指標を達成できるよう、進捗状況や成果について検証を行ない、定住自立圏構想の目指すべき住みよいまちづくりを目指す。			
期待される効果	２市３町が連携して取組事業を効果的・効率的に推進することで、よりよい住民サービスの提供、圏域の活性化を図ることで人口の定住化につながる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	■◎	◎	◎☆
	実績の確認及び改善策の検討	→	第３次瀬戸内中讃自立圏共生ビジョン策定	第３次ビジョンに基づく取組の実績確認及び次年度以降の取組検討	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	事務調整会議において、平成30(2018)年度の実施状況の確認するとともに、令和元年度の実施計画について検討した。	事務調整会議において、令和元年度の実施状況を確認するとともに、令和２年度の実施計画について検討した。	事務調整会議において、令和2年度の実施状況を確認するとともに、令和3年度の実施計画について検討した。また第3次ビジョン策定に向けての協議を行った。	事務調整会議において、前年度の取組状況を確認するとともに、次年度に圏域で取り組む内容について協議・検討を行った。	ビジョン懇談会において、前年度の取組状況を確認するとともに、次年度に圏域で取り組む内容について協議・検討を行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	町長公室
取組区分	職員の能力向上と人材の活用			
取組項目	人事考課制度等の改革	関連計画・法令		
現状と課題	異動が少ない職員（専門職を除く）は将来的に役場全体の業務把握が乏しくなる等、意欲低下にも繋がる恐れがあるため、目標設定シートや自己申告シートを活用し、計画的な異動に努めている。また、多角的な視点から公平な人事考課を行うためにも、様々な業務を経験できるように、ジョブローテーションを行う必要がある。			
取組内容 （概要）	公平性の高い人事考課制度整備のため、考課者・被考課者研修を継続する。また、目標設定シートや自己申告シートを活用し、計画的な異動を継続する。			
期待される効果	ジョブローテーションにより、意識改革や職務意欲の向上に繋げる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆ 考課者・被考課者研修を継続し検証・改善を行う。目標設定や自己申告を活用し、計画的な異動を行う。	☆ →	☆ →	☆ →	☆ →
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△ 考課者研修は実施したが、被考課者研修は未実施となった。また、全職員を対象とした目標設定シートや自己申告シートを活用し、計画的な異動に努めた。	△ 新型コロナの影響により考課者・被考課者研修が実施出来なかったが、全職員を対象とした目標設定シートや自己申告シートを活用し、計画的な異動に努めた。	△ 新型コロナの影響により考課者・被考課者研修は実施出来なかった。 目標設定シートについては、新たに組織目標設定とそれに関連づけた個人目標設定を依頼し、意欲向上に努めた。	△ 新型コロナの影響により考課者・被考課者研修は実施出来なかった。 目標設定シートについては、昨年度同様、組織目標設定とそれに関連づけた個人目標設定を依頼し、意欲向上に努めた。	△ 考課者・被考課者研修は実施出来なかったが、管理職を対象にマネジメント研修を実施した。 目標設定シートについては、昨年度同様、組織目標設定とそれに関連づけた個人目標設定を依頼し、意欲向上に努めた。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○ 被考課者研修については、引き続き、次年度以降も計画的に実施することとする。	○ 職員の能力向上のため効果的な考課者・被考課者研修を実施する。	○ 職員の能力向上のため効果的な考課者・被考課者研修を実施する。 より効果的な育成方法を検討する。	○ 職員の能力向上のため効果的な考課者・被考課者研修を実施する。 より効果的な育成方法を検討する。	○ 職員の能力向上のため他市町も参考にしながら、効果的な考課者・被考課者研修を実施する。 より効果的な育成方法を検討する。

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	町長公室
取組区分	職員の能力向上と人材の活用			
取組項目	心と体の健康管理の推進	関連計画・法令	労働安全衛生法	
現状と課題	業務の複雑化・高度化により、個々にかかる業務負荷が増大し、職員もストレス過多と思われ、健康障害が増加傾向にある。またそれに伴いコミュニケーション不足も目立っている。			
取組内容 （概要）	職場毎に衛生管理者免許を毎年１名取得するよう促進する。 心の健康づくり計画に基づくストレスチェック及びメンタルヘルス研修を実施する。			
期待される効果	職員の心身の健康管理及び安全衛生面の充実が、士気の向上に繋がる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆	☆	☆	☆	☆
	職場毎に衛生管理者免許取得の促進（毎年1名） ストレスチェック及びメンタルヘルス研修の実施	→	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	△	△	△	△
	衛生管理者免許取得者1名を確保するとともに、ストレスチェック（全職員）及びメンタルヘルス研修（職階別）を実施した。	新型コロナの影響により、衛生管理者免許取得の促進は出来なかった。ストレスチェックは全職員対象に実施したが、メンタルヘルス研修は冊子による啓発にとどまった。	衛生管理者免許取得者1名を確保するとともに、ストレスチェック（全職員）を実施した。新型コロナの影響によりメンタルヘルス研修は見合わせたが、心の健康づくり計画の見直しを行った。	衛生管理者免許取得者1名を確保するとともに、ストレスチェック（全職員）を実施した。メンタルヘルス研修については、補佐級以上についてWeb研修を実施した。	引き続き、衛生管理者免許取得者1名を確保するとともに、ストレスチェック（全職員）を実施した。メンタルヘルス研修については、補佐級以上についてWeb研修を実施した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	住民環境課
取組区分	職員の能力向上と人材の活用			
取組項目	地球温暖化対策実行計画の推進	関連計画・法令	多度津町第3次地球温暖化対策実行計画	
現状と課題	本町では法令に基づき地球温暖化対策実行計画（以下「計画」）を策定し、町の事務・事業にともなって発生する温室効果ガスの削減に取り組んできた。 現在、第3次計画の期間中であるが、温室効果ガスの削減目標の「2.4%減（対平成24（2012）年度比）」が平成28（2016）年度終了時において達成できていない状況である。一方、国においては平成28（2016）年度に策定した計画の中で、「令和12年度において国全体で26%減、公的機関は40%減（いずれも対平成25（2013）年度比）」という高い目標を掲げている。 このような状況の中、令和元年度からの本町の第4次計画においては、より高い目標設定が求められており、町職員のより一層の意識共有を行い、全ての職員の協力のもと、計画に取り組むことが必要不可欠であるが、職員の努力で削減できるレベルではなくなってきているため、ハード面の取り組みを早急に実行していかなければならない段階となっている。			
取組内容 （概要）	計画において温室効果ガス削減目標を定め、クールビズ・ウォームビズを初めとする各種取組を実施していく。 計画目標達成のため、町職員に対する周知・啓発（庁内LANの活用や研修会）を実施していく。 また、関係各課に対し、ソフト・ハード両面の取り組みについて提案し、各課において取り組みを実施する。 特にハード面の取り組みのための財源としては、国等の補助金を活用できることを提案し、町の財政負担に配慮する。 住民や事業者への地球温暖化対策やクールチョイスへの取り組みの波及を図るための周知・啓発（イベントや町広報誌及び町HP等の活用）を実施する。			
期待される効果	当該問題に対する職員の意識を高めることで、計画の目標達成が可能となる。 取り組みを進めることで各施設での電力消費や紙の使用が抑制され、その結果、経費削減の効果が期待できる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	☆	☆	☆
	計画への取り組み 町職員に対する周知・啓発 住民・事業者に対する周知・啓発	→	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	△	○	○	○
	当該年度中に策定した第4次計画に基づき、庁内LANを活用した職員への情報発信に加え、広報誌・HP・イベント等における一般の方々への情報発信を行った。	コロナ禍による各種イベントの相次ぐ中止により、外部（町民等）への情報発信は部分的に実施した。	第4次計画に基づき、庁内LANを活用した職員への情報発信に加え、広報誌・HP・講習会等による一般の方々への情報発信を行った。	第4次計画に基づき、庁内LANを活用した職員への情報発信に加え、広報誌・HP・講習会等による一般の方々への情報発信を行った。	第4次計画に基づき、庁内LANを活用した職員への情報発信に加え、広報誌・HP・講習会等による一般の方々への情報発信を行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	○	○	○
	第4次計画における目標値達成に向け、庁内外へのより効果的な周知・啓発方法を検討する。	社会情勢に対応し、新たなツールも積極的に取り入れ、庁舎内外へのより効率的な情報発信手段を模索する。	コロナ禍の社会情勢において、庁舎内外へのより効率的な情報発信手段を引き続き模索する。	ゼロカーボンシティ宣言に伴い、地球温暖化対策に関する各種啓発を、庁舎内外に対してより効率的に実施できるような手法を検討する。	令和6年度を始期とした第5次計画に基づき、地球温暖化対策に関する各種啓発を、庁舎内外に対してより効率的に実施できるような手法を検討する。

基本方針	行政運営と人材育成			主管課 （関係課）	消防本部
取組区分	職員の能力向上と人材の活用				
取組項目	救急救命士養成計画		関連計画・法令	救急救命士養成計画書	
現状と課題	現在、各隊5名ずつの10名で救急出動業務に務めているが、救急救命士の高齢化や役職の関係上、救急出動業務に携わらない救急救命士も増加しているのが現状である。				
取組内容 （概要）	平成30（2018）年度から令和9年度までの救急救命士養成計画書を作成する。				
期待される効果	救急車への救急救命士の乗車率100%の維持。 救急救命士が増員することにより負担が減少。 救急業務に対する知識の向上。				
スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	■	■☆	■☆◎	◎	☆
	救急救命士研修所に1名入所予定	救命士の搭乗率100%を維持するとともに、新規養成を計画的に行う。	・救命士の搭乗率100%を維持する。 ・新規救命士の養成を計画的に行う。 ・各種研修への参加を促し知識・技術の向上を図る。	・救命士搭乗率100%を維持する。 ・香川県防災航空隊へ3年間職員1名を派遣する。	・救命士搭乗率100%を維持する。 ・令和7年度まで新規養成を中断するため、資格取得者を計画的に採用する。
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	△
	救急救命九州研修所に1名入所中である。	救命士の搭乗率100%を維持できた。救急救命九州研修所に1名入所中である。	救命士の搭乗率100%を維持できた。今年度、救急救命士を取得済み職員を1名採用及び新規養成のため救急救命九州研修所へ1名入所中である。	救命士の搭乗率100%を維持できた。今年度から3年間、香川県防災航空隊へ職員を派遣するため救命士の新規養成を中断するが、取得済職員1名を採用した。	救命士の搭乗率100%を維持できた。 救命士の採用については継続して募集を行ったが採用には至らなかった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	○	○	○
	役職変動に伴う出動可能な救命士の減少に対応できるよう、新規養成を行う必要がある。	引き続き、新規養成を行うとともに救急救命士の知識・技術向上を図る。	令和4年度から香川県防災航空隊への職員派遣に伴い、救急救命士の新規養成が一時中断となるため、人事異動などの役職・勤務形態の変更による出動隊の救急救命士の確保について検討が必要である。	救命士制度初期に資格を取得した職員の人事異動等により、役職や勤務形態の変更（出動隊→毎日勤務等）があることから、救命士の確保について検討の必要がある。	近年の重複出動増加により救命士の負担が大きくなり、現状のサービスを維持するには、教育育成と活動実員の増員が必要となるため中期的な養成推進計画（改正）を更新し、推進する必要がある。

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	総務課
取組区分	職員の能力向上と人材の活用			
取組項目	服務規律の維持	関連計画・法令	多度津町コンプライアンス条例 多度津町コンプライアンス条例施行規則	
現状と課題	国や地方において、不適正な経理や事務の処理等、法令違反が問題とされていることから、法令の遵守を徹底する取組みにより、町民からの信頼獲得に努める必要がある。			
取組内容 （概要）	町民に信頼される町政確立のため、不祥事が生じ難い体制を構築するとともに、研修等を通して服務規律の徹底を図り、必要に応じ弁護士等の外部専門家との連携を図る。			
期待される効果	法令順守による適正な業務処理の徹底と意識の高揚により、業務の有効性及び効率性の確保を図り、もって町民から信頼される多度津町を実現する。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆	☆	☆	☆	☆
	不当要求防止責任者講習会、コンプライアンス委員会を隔年で開催し、職員の綱紀及び服務規律の維持に努める。	コンプライアンス委員会を開催し、職員の綱紀及び服務規律の維持に努める。	不当要求防止責任者講習会を開催し、対応要領の周知、職員対応力の向上に努める。	コンプライアンス委員会を開催し、職員の綱紀及び服務規律の維持に努める。又、不当要求防止責任者講習会を開催し、対応要領の周知、職員対応力の向上に努める。	コンプライアンス委員会は隔年、不当要求防止責任者講習会は3年に一度の開催としているが、開催年以外においても、職員の綱紀及び服務規律の維持、不当要求防止について、周知啓発に努める。
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	×	○	○
	今年度は不当要求防止責任者講習会を開催し幹部職員に対し、対応要領を周知した。	コンプライアンス委員会を開催し、最近の暴力団情勢について情報共有するとともに、職員の服務規律の徹底を図ることを確認した。	新型コロナウイルスの影響で、講習会の開催が出来なかった。	・コンプライアンス委員会を開催し、最近の暴力団情報を共有するとともに職員の綱紀及び服務規律の維持に努めた。 ・不当要求防止責任者講習会を開催し、幹部職員に不当要求者の対応要領を周知し職員の対応力向上に努めた。	・職員に不当要求者の対応要領を周知し職員の対応力向上に努めた。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	○	－	－
	－	－	今年度開催出来なかった講習会について、次年度の感染状況を踏まえ、開催を検討する。	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	総務課
取組区分	業務の改善			
取組項目	入札・契約事務の改善	関連計画・法令	地方自治法 多度津町契約規則	
現状と課題	入札・契約事務については、管財契約係の所管事務となって以降、窓口の一本化や新規の入札制度の導入、契約規則の改正による透明性・公平性の確保等、様々な分野の改善を行ってきた。 今後も引き続き、事務や制度の改善について検討していく必要がある。			
取組内容 （概要）	入札参加資格審査受付事務の見直しや、他に改善できる事務や制度の抽出・把握を行い、検討を実施する。			
期待される効果	事務の更なる効率化等が期待される。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	◎	◎	◎
	→	→	→	→	→
		改善可能な事務の抽出と検討実施			
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	入札執行時の運用について、参加者がより分かりやすくなるよう見直しを行ない、その改善について検討した。	入札参加者への案内方法等を見直すとともに、必要に応じた入札・契約制度運用方法の改善を行った。	入札結果の公表に関すること等、入札・契約制度に関する制度の改善を行った。	必要に応じ、入札・契約制度運用方法の改善を行った。	書式の一部修正をおこなうことで、入札・契約制度運用方法の改善を行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	政策観光課
取組区分	業務の改善			
取組項目	事業の見直しの提案	関連計画・法令	第6次総合計画	
現状と課題	財政健全化に向けて、これまで各所属において事務事業・補助金等の見直しを行なってきたが、時宜にかなった事業を行なえるよう継続し検証していく必要がある。			
取組内容 （概要）	基本計画に沿った行政運営が実施されているかの進捗管理を行う。			
期待される効果	進行管理を行い、事業の検証、見直しを図る。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	☆	☆	☆
	後期基本計画見直し	進捗確認分析	事業見直し	進捗確認分析	第7次総合計画策定
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	総合計画策定委員会において、前期基本計画の実績及び進捗状況を確認するとともに、各事業の方向性を検討し、後期基本計画を策定した。	総合計画後期基本計画のR2重点取組の進捗確認分析のため、3月末での決算見込み額と進捗状況の提出を各課に依頼した。	総合計画策定委員会において、後期基本計画の実績及び進捗状況を確認するとともに、各事業の方向性を検討し、後期基本計画の見直しを行った。	第7次総合計画の策定に向けて、町民2000人を対象とする住民アンケートを実施するとともに、これまでの各施策の取組状況の振り返りや、課題の整理などを行った。	総合計画策定委員会及び幹事会において計画策定作業を行い、計画案を審議会に諮り、答申を得た上で、第7次総合計画を策定した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	政策観光課
取組区分	業務の改善			
取組項目	組織・機構の見直し	関連計画・法令		
現状と課題	多様化する行政への要望に迅速・柔軟に対応できる組織の構築が求められている中で、平成30（2018）年に機構改革を実施している。			
取組内容 （概要）	新体制における各課へのヒアリングや各課間協議を実施する。公文書のスリム化を図ると共に、担当による事務引継ぎがスムーズに行なえる事務整理の検討をする。			
期待される効果	新体制での運用等も含めヒアリングの実施及び更なる改革の必要性について検討する。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	☆□	☆□	☆	□☆◎
	各課の状況についてヒアリングを行うとともに新庁舎移行に向けた組織の検討	→	→	→	機構改革検討委員会において課題抽出等を行い、必要に応じて組織・機構の見直しを行う。
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	企画会議に併せ、機構改革後の各課の状況に関するヒアリングを実施し、新庁舎移行に向けて検討している。	企画会議に併せ、機構改革後の各課の状況に関するヒアリングを実施し、新庁舎移行に向けて検討している。	企画会議に併せ、機構改革後の各課の状況に関するヒアリングを実施した。また新庁舎移転に向けて、行政組織規則の改正を行った。	政策企画会議や各課長への意見聴取を経て提出された変更案について、機構改革検討委員会等で検討を行い、組織・機構の見直しを行った。	機構改革検討委員会を継続的に開催し、検討を行い、組織・機構の見直しを行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	○	○
	－	－	－	新庁舎移転に伴う執務室レイアウトの大幅な変更によって生じる不都合について、可能な限り、組織・機構の見直しにより改善する。また、時代の潮流にあわせて組織を柔軟に変更できるよう、毎年、課題の洗い出し等を実施する。	引き続き、限られた人員の中で効率的に業務を推進するための体制を検討する必要がある。今後も、所管業務の洗い出し等により継続的に課題の洗い出しを行い、委員会の中で協議する。

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	町長公室
取組区分	業務の改善			
取組項目	定員管理の適正化	関連計画・法令		
現状と課題	人員削減については、既に減らせるだけ減らしたという所まできており、担当によっては日常の業務に忙殺されており、健康状態への影響や住民サービスの低下などが懸念される。			
取組内容 （概要）	引き続き、各課の業務量や人員配置を調査し、今後の人員配置の見直しや組織編成を含め、定員管理について検討し改善に努める。			
期待される効果	適正な定員管理により職員の健康増進を図り、安定的な行政運営や住民サービスの向上に繋げる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆ 退職見込者数や業務量等を考慮して、新規採用者数を決定し、平準化に努め、計画的な定員管理を行う。	☆ →	☆ →	☆ →	☆ →
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△ 退職見込者数等を考慮したうえで新規採用職員を募集したものの、計画通りの人員確保ができなかった。	△ 退職見込者数等を考慮したうえで職員採用に努めたが、計画通りの人員確保はできなかった。	△ 新たに採用情報配信サービス活用や町広報誌への掲載内容変更等で、募集人員増に努めたが、計画通りの人員確保にはわずかに及ばなかった。	△ 採用情報配信サービス活用やHP・町広報誌でのアピール等で募集人員増に努めたが、年度途中の退職が多数出たため、1月に追加試験を行った。	△ 引き続き、採用情報配信サービス活用やHP・町広報誌でのアピール等で募集人員増に努めたが、予定数確保できなかった。また中途退職予定が多数出たため、1月に追加試験を行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○ 住民サービスの低下を招かないためにも、引き続き、適正な定員管理に努める必要がある。	○ 住民サービスの低下を招かないためにも、引き続き、適正な定員管理に努める。	○ 住民サービスの低下を招かないためにも、引き続き、適正な定員管理に努める。	○ 住民サービスの低下を招かないためにも、引き続き、適正な定員管理に努める。	○ 住民サービスの低下を招かないためにも、引き続き、適正な定員管理に努める。

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	健康福祉課
取組区分	業務の改善			
取組項目	子どもに関する手続きの見える化	関連計画・法令		

現状と課題	子どもに関する手続きは多数あり、それぞれ担当者も異なる。随時窓口での案内は行っているが、いつまでにどんな手続きをすればよいのか住民が分かりにくい。
取組内容 （概要）	出生、転出、転入時に行わなければならない手続きのチェックリストを作成する。また、出産後に必要な手続き一覧を作成し、母子健康手帳交付時や、マタニティ教室において配布する。
期待される効果	手続きが見える化され、効率的に手続きが行えるようになるため、受付時間の短縮や申請漏れの防止となる。 出産後の手続きについて、妊娠期から情報発信することで、出産後の負担を軽減できる。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎□	☆	☆	☆
	チェックリストの作成と実施	・チェックリスト（転入・転出時）の作成と配布 ・内容及び実施方法に係る見直し	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△	○	△	△
	出産後のチェックリストは作成し、住民環境課での配布を実施しているが、転出転入時のものは作成に至っていない。	転入時のチェックリストは作成済みだが、転出時のチェックリストは作成できていない。	転出時のチェックリストを作成した。現在、出生・転出・転入時それぞれで運用し、手続き漏れの防止に努めている。	各種チェックリストを活用し手続漏れの防止に努めているが、住民環境課での手続後に健康福祉課へ来ない住民が増えた。	窓口担当職員以外の職員が対応した場合に、チェックリストの活用ができていないケースがあった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	○	○	○
	転出・転入時のチェックリストについても、出産後のものと同様に作成及び配布する。	転出時のチェックリストを作成し、配布する。	窓口担当者がチェックリストを用いて住民と手続き確認することを徹底する。	住民環境課との連携を図り、健康福祉課での手続が必要である旨を周知徹底する。	窓口担当かどうかに関わらず、最初に対応した職員が必ずチェックリストを用いて確認するよう、周知徹底する。

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	生涯学習課
取組区分	業務の改善			
取組項目	教育関係外郭団体の見直し	関連計画・法令		
現状と課題	これまで所管する外郭団体に対して、自主的な運営に取り組むように依頼を行ってきたが、運営の全てを自主的に行える団体は少なく、教育課（令和5年度からは生涯学習課）が事務の一部若しくは大半を行っている団体が多い。 ある程度の支援はこれからも必要であると考えているが、事務量の増加、行事の休日開催等、担当職員の負担が大きなものとなっている。			
取組内容 （概要）	実施する事業（行事）を外郭団体が運営できるよう指導を行う。			
期待される効果	事務量の減少等による担当職員の負担の軽減が図られる。 自主的運営による外郭団体の活性化につながる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆	☆	☆□	☆	☆
	外郭団体に対し、自主的な運営ができるように指導を行う。	外郭団体に対し、自主的な運営ができるように指導を行う。	外郭団体に対し、引き続き指導を行うとともに、各団体が現状以上の自主的運営が可能であるのか調査・検討を行う。	各外郭団体の現状を加味した上で、引き続き自主的な運営ができるように指導を行う。	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△	△	△	△
	所掌する外郭団体は、ある程度自主的に運営できているものの、十分な指導は行えなかった。	新型コロナウイルスの影響で、外郭団体との会合等を開催できず、十分な指導は行えなかったが、今年度も引き続き、ある程度自主的な運営はできていた。	昨年度から続く新型コロナウイルスの影響で、会合等の機会が減少し、検討まで至らず、指導も個別対応にとどまったが、各団体において、ある程度自主的な運営はできていた。	新型コロナウイルスの影響により会合等の機会は減少したが、個別での指導を行うことで、各団体において、一定程度の自主的な運営が為されていた。	新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症になったものの、会合等の機会はコロナ禍前の水準に復さなかったために個別指導対応としたが、各団体で一定の自主的な運営がなされていた。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	○	○	○
	外郭団体に対し、自主的な運営ができるように引き続き指導することとする。	外郭団体に対し、自主的な運営ができるように引き続き指導することとする。	各外郭団体に対し、コロナ禍でも自主的な運営ができるように指導方法を検討する。	各外郭団体に対し、自主的な運営が可能となるようウイズコロナにおける効果的な指導方法を検討する。	ポストコロナに対応した団体の運営や活動に関する指導助言を行い、各団体が自主的な運営を行えるよう改善を促していく。

基本方針	行政運営と人材育成		主管課 （関係課）	出納室 （全課）
取組区分	業務の改善			
取組項目	公共料金の口座引き落としの実施	関連計画・法令		
現状と課題	現在公共料金(電気料金、電話料金等)は、請求書により支払い業務を行なっている。			
取組内容 （概要）	口座から自動で引き落とすように検討し、各課に周知・推進を行う。			
期待される効果	口座引き落としを利用することにより、割引制度を利用できるのではないか。 また事務の改善にもつながる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□■	□■	□■	■◎	■◎☆
	近隣市町の利用状況を調査、また導入後の問題点を検討する。	財務会計システム更新協議の中で導入可能な支払い業務の調査・検討を行う。		システム導入について調査・検討する。	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	水道料金支払いに係る近隣市町の状況を調査したところ、水道事業広域化により、口座引き落としの利用が不可であることが判明した。	近隣市町に電気料金について口座引き落としの利用状況を照会し、本町において導入可能かどうか検討した。引き続き、公共料金の口座引き落としに向けて、調査・検討を進めていく。	県内全域の公共料金口座引き落としシステムの導入状況を調査した。口座引き落としの導入が可能な支払業務について検討した。	システム導入に係る費用について調査し、財務会計システムと併用する際の問題点について検討した。	財務会計システムとの併用にあたって事務スキームの見直しを検討した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	－	○	－	－
	財務会計システムの更新時期（令和4年度）に合わせ、導入可能な業務について検討する。	－	県内で導入実績のあったシステム「公共料金明細サービス」の導入等について検討する。	－	－

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	教育総務課
取組区分	情報共有の推進			
取組項目	「教育委員会だより」の発行	関連計画・法令		
現状と課題	平成29（2017）年まで、教育委員会の行っている施策や活動、多度津町の教育課題等について、詳しい情報を発信する機会や場がなかった。特に、就学中の児童生徒がいない家庭については、幼稚園や小中学校からの情報発信の機会も少なく、地域で子育てや見守り体制をお願いすることも難しくなってきている現状があった。			
取組内容 （概要）	平成30（2018）年１月と7月に「教育委員会だより」を作成し、全戸配布した。内容としては、学校教育、社会教育、文化財、その他幅広い領域について、「今」の取り組み、「今後」の展望や課題等を取り上げた。今後、さらなる内容の充実や見直しを図りつつ、年２回のペースで作成・配布を継続する予定である。			
期待される効果	教育委員会の取り組みや幼稚園・小中学校の今を町民に知っていただくことで、地域と連携した子育て・見守り活動の推進や様々な技能を有する地域人材の発掘・活用が期待できる。 今後の展望や教育課題についても情報を発信することで、多度津の教育に関心をもっていただき、様々な立場から多面的・多角的な助言や支援をいただけると考える。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎☆	◎☆	◎☆	◎☆	◎☆
	これまで、教育の「今」を取り上げてきたが、今後は「過去」（例えば、「教育行政の変遷」や「懐かしの校舎」等）を取り上げたり、「家庭教育」や「地域の見守り」で特集ページを設けたりするなど、様々な世代の町民が手にとって読みたくなる冊子となるよう工夫する。		多くの人に見てもらえるよう、紙媒体以外での周知方法を検討する。	町民の興味関心を惹けるように紙面を工夫するとともに、ホームページ等での公開を行う。	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	△	△
	学校の様子、子育て支援及び優秀児童生徒紹介の特集ページを新たに設けることにより、町民にとってより一層身近な冊子となるよう努めた。	学校行事や日常生活の様子に加え、教育委員会の行っている取組を特集記事にすることで、その時々に力を入れている事業の情報を発信するよう努めた。	従来の紙媒体に加え、新たにホームページ等における電子媒体（PDFファイル）での公開に向けた準備を進めている。	町民の興味関心を惹けるよう紙面を工夫したが、新たなホームページ等における公開はできなかった。	町民の方に知っていただきたいことを提供したり紙面を工夫したが、ホームページへの公開はできなかった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	○	○	○
	－	－	固定化しつつある紙面構成について変更を検討する。	許諾等の整理をしたうえで、ホームページ等において、電子媒体（PDFファイル）を活用することにより公開する。	ホームページに掲載することを前提に写真や記事の作成を行う。

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	政策観光課
取組区分	情報共有の推進			
取組項目	パブリックコメントの実施	関連計画・法令	第６次総合計画	
現状と課題	他市町において、パブリックコメントは一般的になってきたが、本町においては、まだ導入実績が少ない。			
取組内容 （概要）	各課において作成される計画等についても、パブリックコメントを取り入れるように推進する。			
期待される効果	行政が作成する各種計画等についてパブリックコメントを実施し、意見や要望を聴取り住民の声を生かした政策とする。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	☆	☆	☆	☆
	総合計画による各課の計画策定を把握しパブリックコメント実施に向け推進	→	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	令和元年度に策定した、総合計画に基づく各種計画は8件であり、うちパブリックコメントを実施したものは6件であった。	令和2年度に策定した、総合計画に基づく各種計画は7件であり、うちパブリックコメントを実施したものは4件であった。	令和3年度に策定した、総合計画に基づく各種計画は6件であり、うちパブリックコメントを実施したものは3件であった。	令和4年度に策定した、総合計画に基づく各種計画は2件であり、うちパブリックコメントを実施したものは1件であった。	令和5年度に策定した、総合計画に基づく各種計画は5件であり、うちパブリックコメントを実施したものは4件であった。 また、第7次総合計画について、パブリックコメントを実施した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	総務課
取組区分	情報共有の推進			
取組項目	統一的な基準による公会計の整備	関連計画・法令		

現状と課題	平成28（2016）年度決算から、統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し公表したが、より透明性が高くわかりやすい財務情報の開示や、予算編成・決算分析への利用を図る必要がある。
取組内容 （概要）	発生主義・複式簿記による財務書類を作成することで、資産や債務の正確な把握と管理を行い、財務情報の分かりやすい開示、予算編成・決算分析への利活用等、財政マネジメントの強化を図る。
期待される効果	財政運営の透明性の向上、無駄のない有効的な財政運営の確立。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	◎	◎	◎	◎	◎
	→	→	→	→	→
		財務書類の作成と公表			
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	財務書類の作成を行い、町ホームページにて公表した。	財務書類の作成を行い、町ホームページにて公表した。	財務書類の作成を行い、町ホームページにて公表した。	財務書類の作成を行い、町ホームページにて公表した。	財務書類の作成を行い、町ホームページにて公表した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	消防本部
取組区分	安心のまちづくり			
取組項目	少年・女性消防クラブ員の拡充	関連計画・法令	多度津少年女性防火委員会会則	

現状と課題	少年消防クラブ員の減少、女性防火クラブ員の高齢化対策と、活動できていない豊原地区への募集活動を行う必要がある。
取組内容 （概要）	継続的な少年消防クラブ員増加に対する各小学校への呼びかけと、中学高校生への募集活動の拡大及び魅力ある活動内容への見直しを図る。 婦人会への呼びかけと活動時に対する保証対策を行う。
期待される効果	地域の裾野からの防火意識の高揚と災害時における行政との効果的な連携活動が図られる。

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	□	■	■	□■
	活動の見直しと啓発活動	課題の把握と啓発活動	啓発活動及び活動計画の作成	啓発活動及び活動計画の作成	活動内容の見直し及び啓発活動の拡大
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	×	×	△	○
	活動時の保障対策については完了したが、各所への募集活動については不十分であった。	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令中であったため今年度のクラブ員募集ができなかった。	少年消防クラブ員の募集は行ったものの新型コロナウイルス感染者急増により、少年消防クラブ・女性防火クラブの活動が行えなかった。	新型コロナウイルス感染症第7波により、少年消防クラブ・女性防火クラブともに今年度前半は活動ができなかったが、少年消防クラブOBの中・高・大学生が自主的に行事へ参加してくれた。	活動内容を見直し、コロナ禍以前のような啓発活動ができ、新たな活動が実施できた。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	○	○	○
	クラブ員を通じて魅力が伝わるよう活動内容を見直すことにより、参加者増を図る必要がある。	クラブ員を通じて魅力が伝わるような啓発活動を実施し、参加者増を図る必要がある。	各クラブ員の充実を図るためにもコロナ禍でも可能なイベントを考える必要がある。	児童数減少に伴い、少年消防クラブ員の拡充は困難であると思われる。 中・高・大学生も含め啓発活動に参加できる環境づくりの整備を図る必要がある。	各種メディアを活用した啓発活動を行うことにより各クラブ員の拡充につなげ、安心安全なまちづくりを目指す。

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	健康福祉課
取組区分	安心のまちづくり			
取組項目	公共施設における障害者への配慮	関連計画・法令		
現状と課題	南海トラフを震源とする大規模地震等の災害が想定される中、障害のある人は災害等の緊急事態発生時には、その行動に多くの困難や物理的な障壁が伴っている。公共施設においては、バリアフリー化を推進しているものの、様々な障害の種別に対して、全て対応できているとは言えない。			
取組内容 （概要）	フラッシュライトによる火災警報装置や避難誘導灯、緊急時の情報が表示される電光掲示板の設置について、普及啓発に努める。特に、新庁舎整備検討委員会等でその必要性を検討する。			
期待される効果	障害のある人が緊急事態の発生を感知することにより、避難の対応を迅速に行える。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	■	☆	☆	☆
	検討委員会等で検討	設置・整備の準備	引き続き、什器やその配置についても、障害者に配慮した内容となるよう提案する。	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	△
	検討委員会等で協議及び検討するとともに、他市庁舎の視察を行った。	検討委員会で障害者にも配慮した施設、整備になるよう意見を提案した。	検討委員会で障害者にも配慮した施設、整備になるよう意見を提案した。	新庁舎移転が完了し、点滅型避難誘導灯、オストメイト対応トイレ、誘導ブロック、点字案内等の障害者へ配慮をした整備を行った。	庁舎移転2年目となり今年度は、バリアフリーに関する施設整備はなかったが、庁舎を訪れる障害者の方の意見があれば、随時聞き取りを行っている。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	建設課
取組区分	安心のまちづくり			
取組項目	空き家対策制度の活用	関連計画・法令	多度津町空き家等対策計画	
現状と課題	少子高齢化に伴う人口減少により、適正に管理されていない空き家、老朽化した倒壊の恐れのある危険空き家が多く残存しており、生活環境に深刻な影響を及ぼしている。			
取組内容 （概要）	既に実施している空き家実態調査を活用した管理不全な空き家への助言・指導を徹底する。老朽危険空き家除去支援事業補助金を活用した老朽除却支援及び推進を行う。			
期待される効果	家屋の倒壊や樹木・雑草の繁茂、第三者の不法侵入等の防災・衛生・景観等、生活環境の保全に繋がる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	☆	☆	☆	☆	☆
	空き家の適切な管理指導を実施し、危険空き家の除却支援及び推進を図る。 除却支援年間5件	→	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	空き家の適切な管理指導を実施した。また、危険空き家の除却支援実施件数は12件となり、目標を7件上回ることとなった。	空き家の適切な管理指導を実施した。また、危険空き家の除却支援実施件数は11件となり、目標を6件上回ることとなった。	空き家の適切な管理指導を実施した。また、危険空き家の除却支援実施件数は6件となり、目標を1件上回ることとなった。	空き家の適切な管理指導を実施した。また、危険空き家の除却支援実施件数は7件となり、目標を2件上回ることとなった。	空き家の適切な管理指導を実施した。また、危険空き家の除却支援実施件数は10件となり、目標を5件上回ることとなった。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	健康福祉課 （高齢者保険課）
取組区分	安心のまちづくり			
取組項目	福祉避難所の確保	関連計画・法令	多度津町地域防災計画	
現状と課題	南海トラフを震源とする大規模地震等の災害が想定される中、障害のある人、高齢者、乳幼児等の要配慮者は災害等の緊急事態発生時には、その行動に多くの困難や物理的な障壁が伴っている。特に避難所は普段と違った環境で大勢の人と過ごすことになるため、要配慮者にかかる負担は大きくなる。			
取組内容 （概要）	福祉避難所として、要配慮者が利用できるスペースを避難所内に確保する。それに伴い、対象者の把握を行うとともに、障害者団体や自主防災組織等との検討会を開催する。必要な物品を揃え、施設整備を行う。併せて、避難訓練・職員研修を行い、運営体制を整備する。			
期待される効果	要配慮者の避難所での負担を軽減することができる。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□	□■	□■	☆	☆
	関係課と協議	・関係課と協議 ・施設整備	関係課と協議	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	×	△	△	△	△
	地域防災計画更新に係るヒアリングの際、福祉避難所に関する協議まで至らなかった。	関係課と施設を利用する可能性のある対象者の抽出方法等を協議した。	関係課と協議し、避難行動要支援者の登録をすることができたが、福祉避難所の確保が十分ではない。	関係課より、避難行動要支援者の名簿登録者に個別避難計画の作成依頼を行い、民生委員との連携を行った。福祉避難所については、運営マニュアルについて協議した。	引き続き、避難行動要支援者の名簿登録者に個別避難計画の作成依頼を行い、民生委員との連携を行った。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	○	○	○
	施設整備に向けた定期的な協議の場を設ける。	施設整備に向けた定期的な協議の場を設ける。	避難行動だけでなく、避難所での配慮についても検討を行っていく。	福祉避難所運営マニュアルに沿って、関係課と連携し、福祉避難所の整備に向けた検討を行う。	関係課や関係団体、町内福祉施設等と連携し、福祉避難所の整備や具体的な運営対応について、引き続き検討を行う。

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	総務課
取組区分	安心のまちづくり			
取組項目	自主防災組織の育成	関連計画・法令	多度津町地域防災計画	
現状と課題	町内では、自主防災組織が自治会単位で17組織設立されているが、自治会員の高齢化や関心が低いことにより、他市町と比べても加入率が低い。			
取組内容 （概要）	未組織の自治会に対して、災害対策として自主防災組織の必要性を啓発するとともに、防災士の育成と、浸水地域の各組織地域内に土のうステーションの設置を推進する。			
期待される効果	自主防災組織、防災士の増加により地域の防災力を強化するとともに、地域内での防災訓練や土のう作り等を通じて自助・共助による防災意識の向上を図る。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□■◎☆	☆	☆	☆	☆
	・自主防災組織10団体新設立 ・防災士育成10人 ・土のうステーション10箇所設置	自治会回覧や広報等を通じて防災意識の高揚に努める。 ・防災士　毎年2名 ・土のうステーション毎年1箇所	→	→	→ ・自主防災組織22団体
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	△	△	△	△	△
	自主防災組織については、新規に2団体が設立され、防災士については、2名が資格を新規に取得した。	防災士については、1名が資格を新規に取得した。土のうステーションについては、新たに増設した箇所はない。	防災士については、2名が資格を新規に取得した。土のうステーションについては、新たに増設した箇所はない。	防災士については、1名が資格を新規に取得した。土のうステーションについては、新たに増設した箇所はない。	自主防災組織については、現在19団体、防災士については、2名が資格を新規に取得した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	○	○	－	○	○
	各種目標については、過去の傾向や実績から実現性を考慮した目標とする。	引き続き、周知啓発の向上を図る。	－	引き続き、周知啓発を実施し、防災士等人材の育成に努める。	引き続き、周知啓発等を実施し、防災士等人材の育成に努め、防災意識の向上を図る。

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	産業課
取組区分	賑わいのまちづくり			
取組項目	創業支援による産業の振興	関連計画・法令	産業競争力強化法 多度津町創業支援事業計画	
現状と課題	郊外型店舗の出店や、後継者・労働者不足の影響により、中心市街地の小規模事業者の経営力が弱体化し、空き店舗が増加していることから、創業支援や事業承継支援等の産業活性化に向けた取組みが必要である。			
取組内容 （概要）	多度津商工会議所や地域金融機関と連携し、セミナー等の取組みを通して創業者の要望を聴取しながら、創業者支援や、町内での創業機運の醸成を行う。 創業者や地元のニーズに応じて、創業者向けの支援制度の創設を検討する。			
期待される効果	雇用の確保、町内のにぎわい創出。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□■	☆◎	☆	☆	☆
	既存の支援体制の強化。 新たな支援制度の検討。	既存の支援体制の強化。 新たな支援制度の検討・実施。	→	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	既存制度について要件緩和等を検討するとともに、新たな制度についても企業等の意見・要望を聴きながら検討した。	町内で創業する者に対して補助金を交付することとし、５人に補助金を交付した。	昨年度よりも創業セミナーの開催回数を増やした。 創業支援補助金を12月末時点で4人に交付した。 創業者にヒアリングを行い、必要な支援について検討した。	創業セミナーを夏と秋（商工会議所主催）に開催した。 創業支援補助金を４人に交付した。 創業者のヒアリングを実施し、専門家による個別相談会に繋げた。	創業セミナーを夏と冬に開催した。その後、2月に交流会を開催した。 創業支援補助金を1人に交付した。 創業者のヒアリングを実施し、専門家による個別相談会に繋げた。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－

基本方針	情報発信と協働のまちづくり		主管課 （関係課）	産業課
取組区分	賑わいのまちづくり			
取組項目	町産農水産物の活用促進	関連計画・法令		
現状と課題	従事者が減少傾向にある農水産業を持続・発展させるためには、町産農水産物の新たな付加価値を創出し、町内外へ魅力発信していく必要がある。			
取組内容 （概要）	企業・学校教育機関・地域団体等、町産農水産物を活用した新製品・新メニュー等のアイデアを持つ事業者や、農水産物の生産者と連携しながら、各者のニーズにあった支援制度の創設を適宜検討する。			
期待される効果	町内農水産物の付加価値の向上及び生産量の安定。			

スケジュール	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画・目標 調査・検討：□ 実施に向けた準備：■ 試行・実施：◎ 継続：☆ 中止・廃止：－	□■	☆	◎	☆	☆
	産学官の連携強化。 新たな支援制度の検討。	産学官の連携強化。 新たな支援制度の検討。	実施	→	→
達成・成果 達成：○ 一部不達成：△ 不達成：×	○	○	○	○	○
	カキのアヒージョ作りを通して、農業・漁業・商業者、多度津高校、農政局及び町が連携するとともに、新たな支援制度の制定を検討した。	農業・漁業・商業者、多度津高校、農政局及び町が連携するとともに、新たな支援制度の制定を検討した。	産学官連携の一環として、町産農産物を活用したレシピづくりを多度津高校に依頼し、試作を行った。	町産農水産物を活用した商品開発事業（土産菓子づくり）に1件補助した。	町産農水産物を活用した商品開発の補助を受けた事業について、現状を確認した。
次期改善 改善事項あり：○ 改善事項なし：－	－	－	－	－	－
	－	－	－	－	－